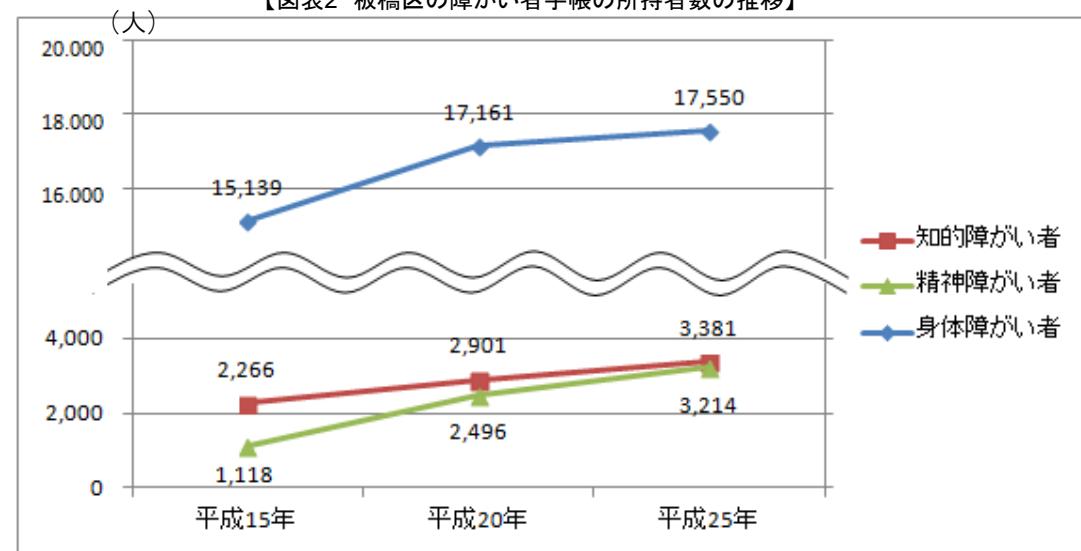


【図表1 国の障がい者施策の主な変遷】

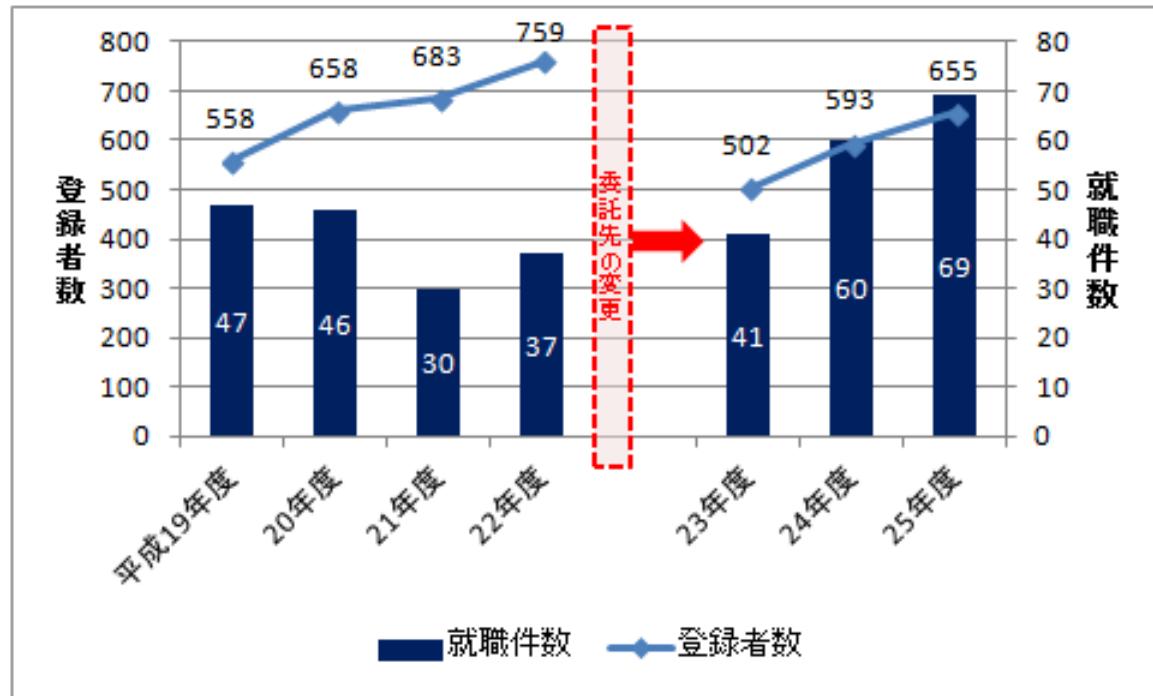
制度	概要
障害者自立支援法の成立（平成18年10月施行） ↓（改正） 障害者総合支援法の成立（平成25年4月施行）	障がいの種別に関わらずサービスを利用できる仕組みの一元化や、サービス提供主体の一元化（市区町村）が行われ、その後、法改正等を経て障がい者の範囲の見直し（発達障がいや難病の追加）や利用者負担の見直し（応益負担から応能負担）、相談支援の充実や障がい児支援の強化（児童福祉法の一部改正）、地域における自立した生活のための支援の充実等が実施されている。
障害者虐待防止法の成立（平成24年10月施行）	虐待を受けた障がいのある人に対する保護、擁護者に対する支援のための措置等を定め、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進する。
障害者優先調達推進法（平成25年4月施行）	障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的に、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る。
障害者雇用促進法の改正（平成28年4月施行）	雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置や、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える（法定雇用率の算定基礎の見直しは平成30年4月施行）。
障害者差別解消法の成立（平成28年4月施行）	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進（一部附則を除き平成28年4月施行）。

【図表2 板橋区の障がい者手帳の所持者数の推移】



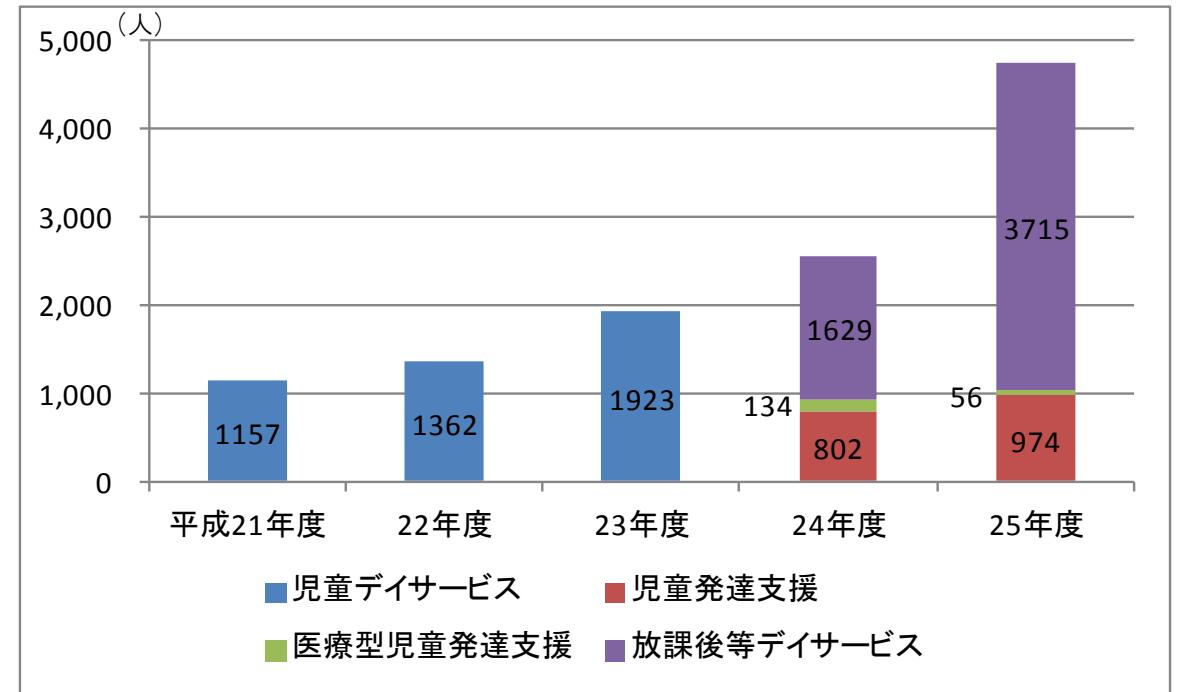
注）身体障害者手帳、愛の手帳（知的）、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（各年4月1日現在）

【図表3 板橋区の障がい者就労援助事業(ハートワーク)登録者数及び就職件数の推移】



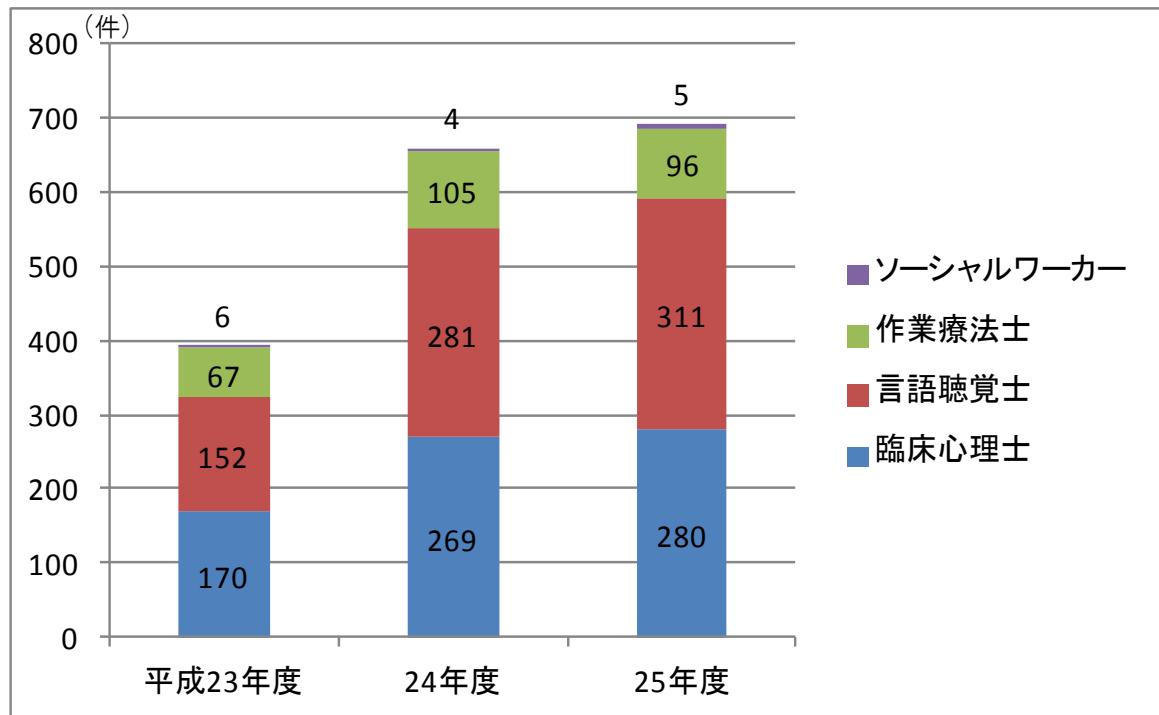
※就職件数は、障がい者就労支援事業の紹介による障がい者就職件数  
 ※平成23年度は、委託先を変更する際に名簿の整理を実施したため減となった  
 出所) 板橋区資料より作成

【図表4 板橋区における障害児通所支援サービスの利用状況(延べ利用者数)の推移】



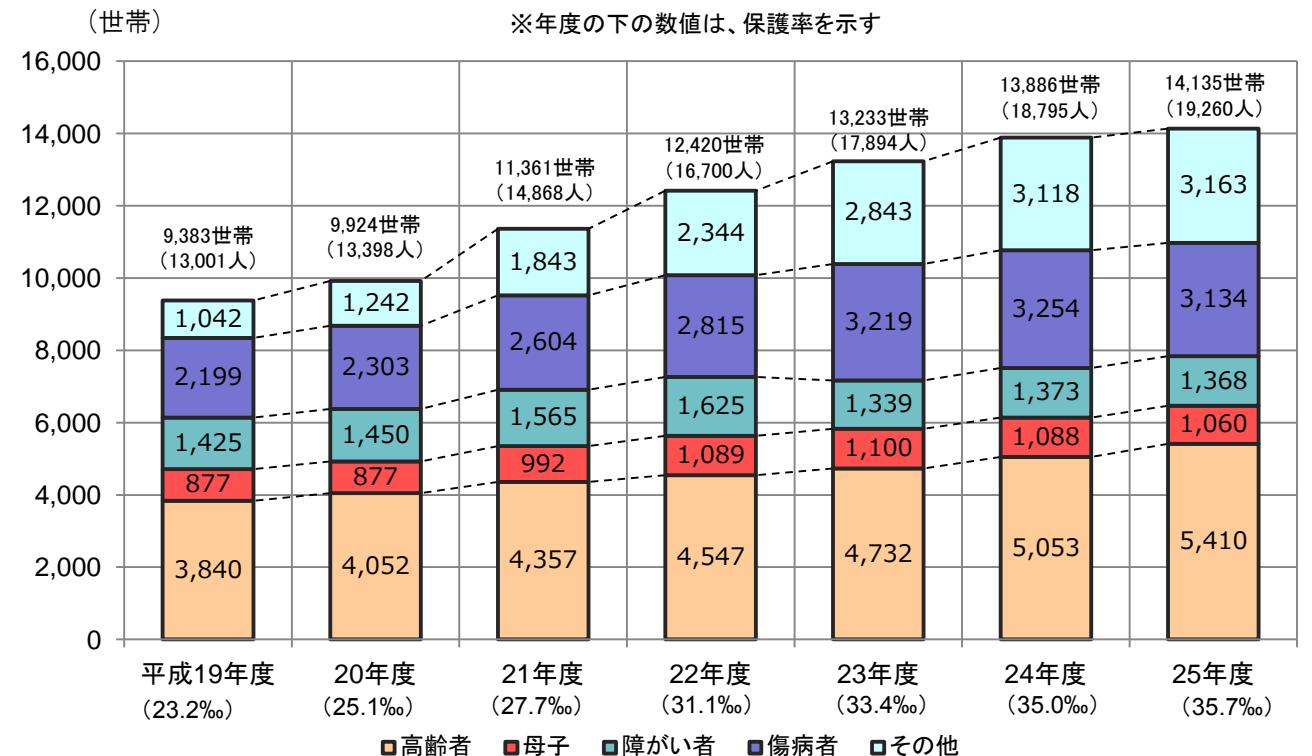
※平成24年4月の法改正により、障がい種別で分かれていた障がい児施設のうち、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」に一元化し、実施主体を市区町村へ移行  
 出所) 板橋区事務実績調査より作成

【図表5 板橋区子ども発達支援センターの相談件数(延べ)の推移】



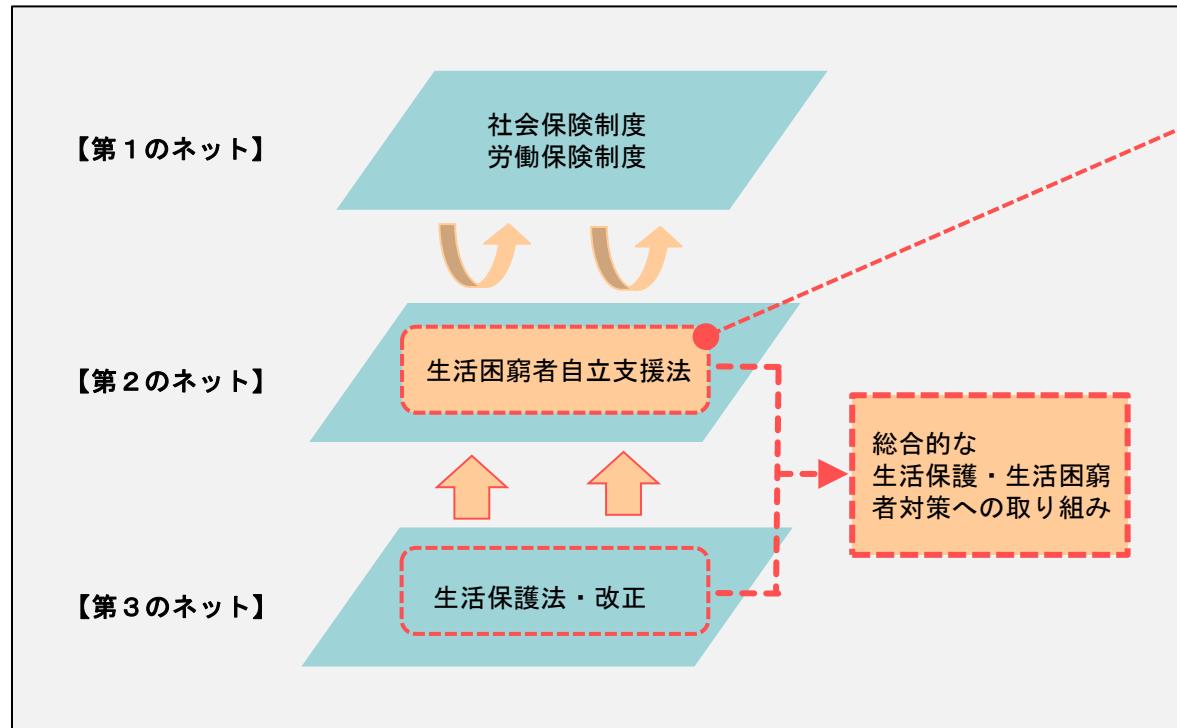
※板橋区子ども発達支援センターは平成23年7月に開設  
 出所) 板橋区事務実績調査より作成

【図表6 板橋区の生活保護世帯の世帯類型別の推移】



※件数は、世帯数 ※% (パーミル) は、千分率  
 ※各年度とも3月中に現に保護を受けた世帯数(停止世帯除く)  
 出所) 板橋区資料より作成

【図表7 社会保障制度における第2のセーフティネット「生活困窮者自立支援法」の位置づけ



出所) 板橋区資料より作成

**生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について**

- 1 制度概要**  
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うもの
- 2 法定事業**  
【必須事業】 自立相談支援事業、住居確保給付金  
【任意事業】 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業  
※その他、民間事業者の自主事業である就労訓練事業あり
- 3 対象者**  
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者  
※ 学習支援事業を除き、生活保護受給者以外の生活困窮者  
※ その他、事業により年齢・資産等の要件設定あり
- 4 制度の目指す目標**  
○生活困窮者の自立と尊厳の確保  
○生活困窮者支援を通じた地域づくり
- 5 支援の特徴**  
包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、分権的・創造的な支援

【図表8 生活困窮者自立支援制度の主な対象者】

《主な対象者》  
現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

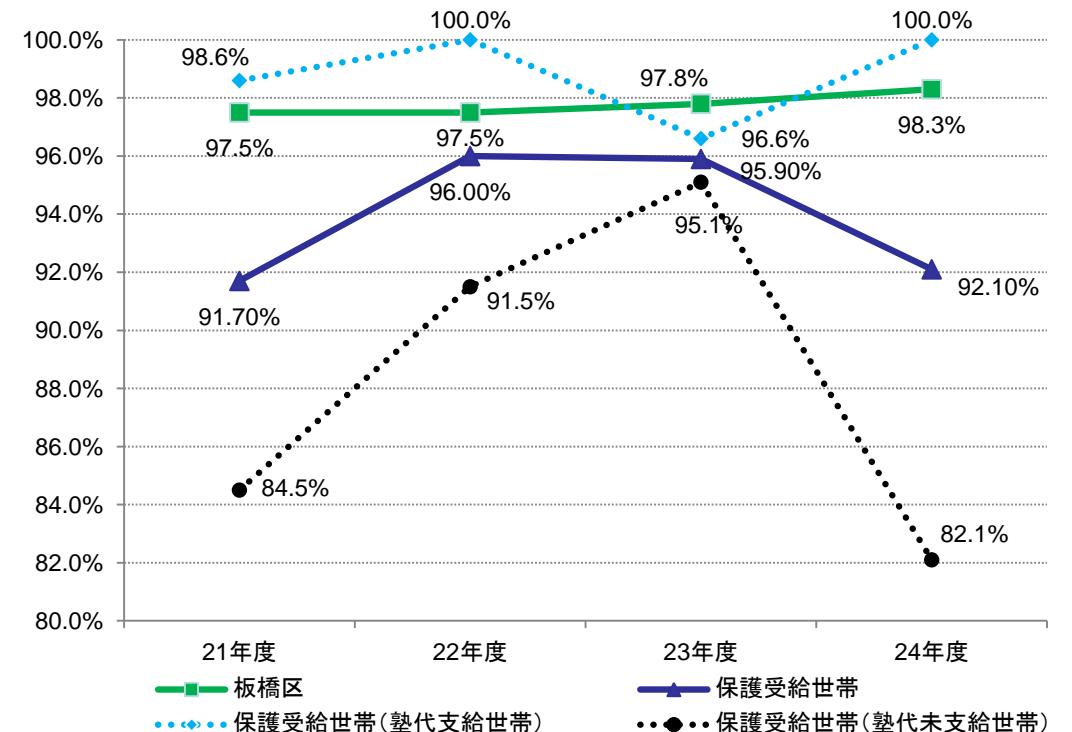
- 国の制度説明資料より
  - ・福祉事務所来所者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人  
(参考：その他生活困窮者の増加等)

○非正規雇用労働者	平成12年：26.0% ⇒ 平成24年：35.2%
○年収200万円以下の給与所得者	平成12年：18.4% ⇒ 平成23年：23.4%
○高校中退者	約5.4万人（平成23年度）
○中高不登校者	約15.1万人（平成23年度）
○生活保護受給世帯のうち、約25%（母子世帯においては、約41%）の世帯主が出身世帯も生活保護を受給（関西国際大学の調査研究結果）	
○大卒者の貧困率が7.7% ⇒ 高卒者：14.7% 中卒者（高校中退者含む）：28.2%	

- 板橋区の状況
  - ・生活保護受給者（稼働年齢層）に対するアンケート結果  
(調査基準日：平成23年10月1日 有効回答：3,166件)

○最終学歴	中学卒26.0%	高校中退13.2%
○子どもの頃（0～18歳）の間に生活保護を受給したことがある世帯	12.5%	
※学歴が低い方に「ある」が多くなっている 【最終学歴別の割合】 中学卒16.3% 高校卒9.8% 専門・短大卒8.2% 大学・大学院卒2.5%		

【図表9 生活保護受給世帯の高等学校進学率】



※高等学校等進学率には、全日制・定時制・通信制・中等学校後期課程・高等専門学校及び特別支援学校を含む  
出所) 板橋区：公立学校卒業者の進路状況調査  
生活保護受給世帯：板橋区福祉事務所による調査結果